

岩手県告示第812号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院、診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成29年11月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
佐藤医院	花巻市藤沢町285番地	平成27年12月31日
さとう内科クリニック	花巻市御田屋町4番28号	平成29年7月31日
さとう整形外科クリニック	花巻市御田屋町4番27号	〃
菊池耳鼻咽喉科皮膚科	一関市山目字寺前15番2号	平成28年8月31日
小野寺内科循環器科	一関市末広一丁目4番40号	平成29年8月31日
陸前高田市国民健康保険広田診療所	陸前高田市広田町字大久保107番地1	平成29年6月19日
奥州市国民健康保険大田代診療所	奥州市江刺区田原字大平247番地1	平成29年4月13日
奥州市国民健康保険伊手診療所	奥州市江刺区伊手字西風54番地	〃
奥州市国民健康保険梁川診療所	奥州市江刺区梁川字館下50番地2	〃
国民健康保険葛巻病院	岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1	平成29年9月1日